

○議長（土井裕美子君）次に、順番4、1番岡本さん。

〔1番（岡本安弘君）登壇〕

○1番（岡本安弘君）皆さん、こんにちは。

また未来に真っすぐという私のモットーのもと質問させていただきます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

1項目め、認知症施策についてであります。

日本の認知症患者数は2012年時点で、全国に約462万人、65歳以上の高齢者の7人に1人と推計され、約10年で1.5倍にも増える見通しであります。

全国で認知症を患う人の数が2025年には700万人を超えるとの推計値も発表されており、65歳以上の高齢者のうち5人に1人が認知症に罹患するとされております。誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

平成29年3月議会において、高齢者対策として認知症徘徊高齢者搜索模擬訓練について質問させていただき、「高齢者見守り安心ネットワーク事業は開始して1年で、啓発をさらに行う必要があります。多くの方に知っていただくためにも、模擬訓練を考えてまいります」。また、具体的な時期までは言っておりませんが、「平成29年度中には、1箇所からとりあえずできるところから取り組みたいと考えている」との答弁をいただきました。

そこでお伺いいたします。

認知症徘徊高齢者搜索模擬訓練の進捗状況についてお答えください。

認知症などにより行方不明になるおそれが

ある人を事前に登録していただき、登録内容を警察、消防本部と情報共有し、行方不明時に迅速に対応できるようにするための高齢者見守り・安心ネットワーク事業ですが、平成29年3月時点の登録人数は22名であるとのことでしたが、現時点での登録人数は何人ですか。

2項目め、少子高齢化を見据えた共有コミュニティの今後についてであります。

来るべき少子高齢化時代に向けて、さまざまな社会環境の変化に起因する課題が山積する中で、本市においても、教育、福祉をはじめ、経済、環境、都市基盤などさまざまな分野で課題が明らかになりつつあり、その対策は急務であると推察いたします。

平成31年4月より橋本市の自治と協働をめぐむ条例が施行され、地域主体のまちづくりを推進すべく、市民と行政の役割を明確にし、さらなる協働によるまちづくりを進めるとの方針が示され、取り組まれているかと思えます。

このような状況のもと、家庭教育、子育てにおいて、地域のつながりや支え合いの希薄化を課題の一つとして取り組まれている共有コミュニティの活動についてお伺いいたします。

和歌山県では平成20年から、学校・家庭・地域の連携を実際に生きたものにし、それぞれが対等の立場でともに育ち育て合う関係をつくる、きのくに共有コミュニティ構想が打ち出され、本市においても本構想のもと、課題や願いを共有し合い、人々の出会いとつながりを大切にしながら、学校の活力と地域の活力をともに高めていけるような実践的な学びの拠点を根づかせている取り組みを進めて

おられます。

そこで、お伺いいたします。

本市の共育コミュニティの目的と現状の活動内容について、七つの活動本部と共育コーディネーターの人数についてお答えください。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。明確なご答弁、よろしくお伺いいたします。

○議長（土井裕美子君） 1番 岡本さんの質問項目1、認知症施策に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君） 認知症施策についてお答えします。

地域包括支援センターでは、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける社会の実現に向けて取り組みを行っています。

まず、一点目の、認知症徘徊高齢者搜索模擬訓練ですが、平成29年度の実施に向け、他の自治体の模擬訓練を見学に行きましたが、現在のところ、実施するまでには至っていません。

その理由としては、多くの市民が認知症を自分たちの問題として受けとめ、理解する下地づくりが必要であり、まず、やるべきこととして、認知症が特別な病気ではなく、誰もがなり得る脳の病気ということを正しく知ってもらい、その場を広げることが大切と考え、訓練は地域の見守り活動が成熟する段階で実施することとしました。

そのような中で、平成30年度からの取り組みとして、認知症への理解や認知症の方との町中での対応方法を学習し、模擬訓練と同様の効果を上げる目的で、小・中学校において認知症サポーター養成講座を実施しています。

子どもたちが認知症に扮した方に正しい声

のかけ方や警察へ通報する模擬訓練を行うとともに、小学校の児童が自宅に帰ってから、認知症の方への声のかけ方をはじめ、警察へ通報するまでの行程を保護者の方に伝え、家庭で認知症についてどのようにしたらよいかを考えてもらい、すそ野を広げるよう工夫してきました。

議員おただしの認知症徘徊高齢者搜索模擬訓練の必要性は認識しており、第1層や第2層協議体の皆さまに協議をしながら、実施に向けて進めてまいりたいと考えています。

次に、二点目の、高齢者等見守り・安心ネットワーク事業の登録人数ですが、この事業は平成28年度から登録を開始しており、令和2年1月31日現在で、施設入所者を除く66人となっています。

○議長（土井裕美子君） 1番 岡本さん、再質問ありますか。

1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君） ご答弁ありがとうございます。

少し整理させていただきますと、認知症徘徊高齢者搜索模擬訓練を行う前に、認知症が特別な病気ではなくて、誰もがなる脳の病気ということを知ってもらおうと。そして、その輪を広げることが大切であって、地域の見守り活動が成熟する段階で実施するというふうな判断をされたというふうなご答弁をいただいたわけでございます。

実際、訓練を行っているわけではないですが、平成30年度からの取り組みとして、小・中学校において認知症サポーターの養成講座を実施していただいておりますし、認知症の方への正しい声かけ方法、また、警察へ通報する模擬訓練なども行ってきていただいたというふうなことでございました。

先ほども言いましたように、本市の実際の模擬訓練というのは実施に至っていないよと

いうふうなご答弁でございましたけれども、この場において、いつされるのかというふうなことも、できればお聞きしたいところですが、なかなかそこまでのご答弁というのは難しいのかなというふうに思います。

さらに認知症というものを広く知ってもらい必要があるというふうなことで、成熟する機会をもう少し与えてほしいというふうなご答弁なのかなというふうに思っておりますので、ここでの即答というのは難しいのかなというふうにも理解しますし、なおかつ、訓練の必要性というのは、しっかりと今、部長ご答弁いただきましたように、認識しておるよというふうなこともありますので、また、今後、第1協議体、第2層協議体の皆さまと、実施に向けてしっかりと協議をしながら進めてまいりたいというふうなご答弁もありましたので、その辺については今後も我々も注目しながら、訓練の方法というのをしっかりと模索しながらやっていただきたいなというふうに思いますので、訓練についてのこれ以上のご答弁というのは結構でございます。

それで、再質問でございますけれども、認知症徘徊高齢者捜索模擬訓練の必要性というのは、今も申しましたように、認識しているよというようなことでございますので、その中で高齢者等の見守り・安心ネットワーク事業ってというようなことも述べさせていただきました。

これは認知症などによります行方不明になるおそれのある人を事前に登録して、QRコードのついた見守り・安心シールというものでございまして、これをよく普段、認知症の方が身につけられる衣服や靴などにつけるわけですが、これを発見した人がQRコードを読み込むと、地域包括支援センターなどの連絡先が表示されるというふうな見守り・安心シールですが、先ほどご答弁

いただきましたように、これが平成29年3月時点で22名であったのが、令和2年1月31日現在におきまして、施設入所者を除く66名の登録者となっております。

約3年間で3倍の方が登録をされておるわけですが、この登録人数の増加というのは、この事業自体がしっかりと市民の皆さまに認知されてきておるのかなというふうに思えるのと同時に、外出して戻ってこれなくなるという不安というのを抱いている人も多くなってきているというふうなことになるのかなというふうに思います。

それほど認知症というのは我々の身近なものになってきているというふうを感じるわけなんですけれども、高齢者等見守り・安心ネットワーク事業というのが、少しお聞きしたところによると、充実した内容になるというふうなことを耳にしましたけれども、それはどのようなものですか、お答えください。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）お答えします。

これまで、このシールというのを導入してきたんですけども、より一層、ICTサービス伝言板を連動させて、徘徊症状により行方不明となった方の早期発見とか身元確認、家族への連絡を円滑にしたいということで、より一層いいものにしていきたいと考えています。

これまでのシールは、スマートフォン等で衣類や所持品等に取りつけたQRコードを読み取れば本市の包括支援センターの連絡先が表示されることになっています。この後、ご家族等への連絡は、市や警察を経由してご家族へ連絡する形になっていました。

今回、新年度からですけども、新たに導入するラベルシールは、そのシールを読み取ることで、対象となる方の安否情報等をインターネット経由で登録された家族のスマートフ

オンメールで連絡できるという新たなITを使った仕組みになっています。

通常のメールのように、読み取った相手のメールアドレスが相手に通知する必要がなく、インターネット上の伝言板内で、発見場所、連絡先などのやりとりが家族と発見者の間でできることになり、365日、24時間対応可能となることで、行方不明者の発見等における迅速な初期対応が可能となっています。

また、その伝言の内容は市でもわかるので、対応状況やその結果が把握できます。

このほかにも、QRコードを読み取る際に、本人情報として性格や注意する点などの情報も相手に提供することができるので、介助に必要な情報として発見者に伝えることができ、スムーズな介助や対応につなげることができると考えております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。

以前は、QRコードを読み取ると、包括支援センター等の連絡先が表示されて、そこに連絡をするというようなシステムでございましたけれども、今ご答弁いただいたように、このICTサービスと伝言板を連動させて、行方不明の方の発見時における迅速な初動対応が可能になると。発見者とそのご家族とのITを使ったインターネット上での伝言板によって、迅速なその場の対応はしっかりと行えるようになるというふうなことでございました。

この2年、3年の間に、以前はシールを発行してコードを読むだけであって、ただ連絡先が表示されるというものでございましたけれども、日進月歩というか、もうICTも活用しながら、さらに行方不明になった方の搜索を瞬時に対応ができるというふうなことにもなってきたということですので、

なかなか進み具合というか、そういうのもすばらしいものであるなというふうに思うわけなんですけれども、そこでまた質問でありますけれども、よく自助・共助・公助というふうなワードが、最近、耳にすることをよく聞くわけなんですけれども、先ほども答えていただきましたように、この安心ネットワーク事業のQRコードのシールですけれども、そういうふうなところへの登録というのも、一つ家族の自助になるのかなというふうに思います。

ほかにもいろいろ、認知症の対応であったりとか、そういうところを家族の中でできる場所というのがしっかりとやっていただいているなというふうに思うわけなんですけど、そんな中で、共助の部分というのが、先ほどからも壇上でも質問させていただきましたように、認知症の徘徊高齢者搜索模擬訓練に当たるとかなというふうに思います。

ですけれども、そうしたら、公助についてはどうかというようなことも少しお聞きしたいんですけれども、以前に起こった事例ですけれども、2007年、平成19年12月に愛知県大府市のほうで、認知症で介護度4の91歳の男性なんですけれども、JR東海の電車にはねられて死亡するというような事件が起こったのは、皆さんもご承知であるかと思います。

そんな中で、介護をしておったのが85歳の奥さん、妻で、この方も要介護1であります。長男夫婦というのは横浜に住んでおられて、長男の妻が横浜市から転居して一緒に介護をされておったというふうな事情の中で、不幸にもこういった死亡事故というのが発生したわけなんですけれども、そんな中で、裁判所の判例というか、一審は家族に全面的な過失ということで720万円の支払い命令であります。二審のほうは妻のみの過失ということで、360万円の支払い命令。2016年、平成28年3月

に最高裁で家族の支払い義務が否定されたというふうな裁判結果となりました。

その中で、このケースについては支払い義務が否定されたが、日常生活のかかわり方によっては、家族が監督義務者に準じる立場として責任を負う場合もあると指摘、生活状況や介護の実態などを総合的に考慮して判断すべきだとの基準が初めて示されたというふうになっております。

この裁判においては家族の支払い義務というのが否定されたわけなんですけれども、介護状況やそれ以外の諸々のところでは、そういう賠償命令も発生するよというふうな判例なんですけれども、この事件を受けて、実際のところ、自治体による認知症高齢者の賠償補償事業というのが広がりを見せたわけなんですけれども、いろいろな自治体でされております。

公費から保険料も支払って、自己負担なく加入できるというものでございまして、これが2017年、全国で初めて神奈川県大和市がこの事業を行ったというふうに聞きました。

当時、2017年に初めて大和市が行ったんですけど、その頃から私自身ずっと、このような事業が橋本市でもできたらなというふうに思っておったわけなんですけれども、なかなか本市ではもう財政も厳しいというような声もよく聞きましたし、財政健全化に取り組んでいる中で、こういう個別の事業というのはなかなか難しいなというふうに思っておったわけなんですけれども、また搜索模擬訓練を再度お聞きするにあたって、こういう賠償補償事業も橋本市ではできないかなということについて、再度お聞きいたします。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）議員おただしのとおり、以前、認知症の方の鉄道事件がありまして、それから賠償責任保険に加入する

自治体が徐々に増えてきております。特にここ5年ぐらい非常に増えてきているかなという気がしています。

本市におきましても、こういうふうな事件で認知症の方が賠償を負うケースがあったり、鉄道事件でなく日常生活においても、他人にけがをさせたり他人のものを壊したりする場合があります。

認知症の方の事故がその家族に対する損害賠償請求にも発展することもあるとあって、家族にとっては介護に対する精神的・肉体的負担に加えて、金銭的な不安を生じることになっています。

そうした中で、個人賠償責任保険については、本人や家族に一定の安心感を与えることができると同時に、被害者の方についても保険を通じて賠償することで、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりにつながるものと考えています。

新年度予算になるんですけども、本市についても、2年ほど前からこれについては具体的に研究に入りまして、認知症の方やその家族を支援するため、市が保険の契約者となって保険料全額を負担する方法で、認知症の方やその家族が法律上の賠償責任を負った場合に保険金の支払いを受けることができるような制度の創出に向けて考えているところでございます。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。2年前からいろいろ調査・研究をしながら、今、制度の創設に向けて進めていただいているというご答弁でありました。

なかなか財政が厳しいところではありますが、市長の福祉施策において大きな英断をして出てきていただいたおかげであるのかなというふうに思います。市長、改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

認知症の方を介護しておられる家族にとって、やっぱりご精神的・肉体的負担に加えて、さらに損害賠償請求にも発展するような事案が起こった場合に金銭的な負担というのが生じるということになれば、さらに不安な部分も大きくなるのかなというふうに感じます。

そうした中で、やはり個人賠償責任保険というのは本人や家族に一定の安心感を与えるということで大きな意味を持ってきますので、そのあたり、橋本市としてもそういうことをしていただけるというのはものすごいありがたいと思います。

こういう形で進めていただいておりますので、もう再質問もいいのかというふうに思うんですけど、あと1点、2点だけ、お聞きさせてください。

そんな中で、加入できるという条件というのは橋本市ではどのようなものを想定しておられるのか、少しお聞かせください。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）私、新年度予算と言いましたので、予算委員会での審議をまたよろしく願いしておきます。

今回考えておりますのは、条件としまして、まず、40歳以上の市民であること、橋本市高齢者見守り・安心ネットワークに登録されている方であること、介護認定状況によって認知症高齢者の日常生活自立度、これⅡaというんですけども、5段階ぐらいに分かれているんですけど、そのⅡa以上の方であること、在宅の方で寝たきり状態でないことなどを条件として考えています。

また、補償内容につきましては、個人賠償責任保険として上限1億円を設定して、被保険者に法律上の賠償責任が発生した場合、被保険者に代わって保険会社が示談交渉を行う示談交渉サービス付きの保険を考えています。

金額的には1人1,990円で、当初では100人

ぐらいを見込んでおります。

以上でございます。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。100人程度を見込んでおるということでございます。

保険加入の要件として、今ご答弁いただきましたように、40歳以上、第2号被保険者も対象とした市民であるということと、それと、橋本市高齢者見守り・安心ネットワークに登録されている方、それと、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上の方であるということとございました。

このⅡaというのはなかなかわかりにくいところもありますけれども、自立を含めて認知症高齢者の日常生活自立度というのは8段階あるわけですし、自立、Ⅰとか、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲaというふうに認知症の度合いというのは上がっていくわけなんですけれども、その下から3段階ということで、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態というふうなのがⅡaでございます。それ以上の認知症の方を一応対象としているというようなお話でございました。

橋本市としてもこういったすばらしい取り組みというのをさせていただくというふうなこととございますので、今後どういうふうな形で、市民の皆さんというか、PRしていかれるのかというのを一応想定されているのか、少しお聞かせください。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）まず、広報による周知を進めていきたいと考えています。現在の高齢者等見守り・安心ネットワーク事業に登録された方にも周知していきたいと考えています。

また、今、第2層協議体とかの方にも協力をお願いして、加入の促進を一層図っていきたいと考えております。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。

せっかくの取り組みでありますので、そのあたりもしっかりと周知のほどよろしくお願い申し上げます。

それと、高齢者等見守り・安心ネットワーク事業のQRコードのついた新しい見守り・安心シールについても、やはり市民の皆さんに知っていただかないと、このシールは何やろうなというようなことではなかなか意味をなさなくなってしまいますので、そのあたりの周知もまたお願いしておきます。

それと、さらに、認知症徘徊高齢者搜索模擬訓練も重ねてしっかりと調査・研究した上で、また行っていただけますようお願いいたします。私の1項目めを終わります。

○議長（土井裕美子君）1項目めが終わりました。

次に、質問項目2、少子高齢化を見据えた共育コミュニティの今後に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（阪口浩章君）登壇〕

○教育部長（阪口浩章君）少子高齢化を見据えた共育コミュニティの今後についてお答えします。

まず、一点目の、本市の共育コミュニティの目的と現状の活動内容ですが、共育コミュニティは、学校・家庭・地域が連携して子どもの豊かな育ちや学びを支える過程で、子どもだけでなく大人もともに育ち、人と人とのつながりをより深めることにより、暮らしやすく活力のある地域づくりをめざしています。

この目的に沿って、各地域でさまざまな活動に取り組んでいます。その中心的役割を担

うところが共育コミュニティ本部であり、地区公民館区を単位として設置を進め、平成30年4月には市内全域に設置が完了しました。

主な活動としては、校外学習や下校時における児童の見守りをはじめ、家庭科でのミシン使用時の授業補助などといった学校支援、また、地域清掃や地域の保護者や子どもとの交流会、あいさつ運動や講演会などの各地域本部が主催する事業、その他、子どもの安心・安全な居場所づくりとして放課後に地域の方の協力を得て実施するふれあいルームや学習支援などがあり、地域の特色や課題、ニーズに応じて、さまざまな活動を展開しています。

次に、二点目の、七つの活動本部と共育コーディネーターの人数についてですが、平成20年に高野口地域共育コミュニティ本部が設置されたのを皮切りに、平成21年に学文路・清水地域、平成26年に紀見東中学校区、平成28年に隅田中学校区、平成30年には紀見北中学校区、山田地域及び橋本地域に設置され、現在では市内全域に本部が設置されています。

ただし、隅田中学校区は隅田地区公民館、恋野地区公民館の二つの公民館区の本部となっています。

また、共育コーディネーターは、共育コミュニティ活動の企画・立案、成果の普及など重要な役割を果たすキーパーソンであり、学校及び地域の関係者との連絡調整や地域ボランティアの募集確保、学校や地域の要望を把握するなど、各本部が実施する活動をコーディネートする役割を担っています。本部設置時期や活動に応じ、1本部につき1名から3名の方に委嘱をしており、現在12名となっています。

また、生涯学習課に統括コーディネーターを配置し、共育コーディネーターのリーダー的存在として、コーディネーター間の連絡調整や地域住民の共育コミュニティ活動の理解

の促進、共育コミュニティ本部への先進事例の紹介などを行い、広域的に市全体の共育コミュニティ活動を支援しています。

一方、市としては、少子高齢化によるさまざまな課題に対応すべく、令和2年度より、橋本市の自治と協働をはぐくむ条例に基づく地域運営組織設立に向け、本格的に取り組みを進めています。

地域運営組織とは、区・自治会といった地縁組織に加え、自主防災や文化サークルなどの目的型組織、共育コミュニティなどの地域で活動する市民団体やNPO法人といった組織も参加・協働し、自分たちが理想とする地域を自分たちで考え、地域運営を行う新しい仕組みのことです。

この地域運営組織設立に向け、共育コミュニティ活動関係者の方にも参画いただき、よりよい地域共生社会の実現に向け、進めていきたいと考えています。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん、再質問ありますか。

1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。

共育コミュニティの今後についてということでことごとくご質問させていただいているわけなんですけれども、目的として、子どもも大人もともに育ち育て合うと。学校・家庭・地域が一体となって子どもの豊かな育ちや学びを支える中で、子どもも大人もともに育ち育て合い、人と人のつながりをより深め、暮らしやすく活力のある地域づくりをめざしていますということでございます。

今、さまざまな地域の特色や課題に沿って、いろいろ活動させていただいておりますけれども、校外学習や登下校時における児童の見守り、それと授業補助といった学校支援、また、地域清掃、あいさつ運動、子どもの安

心・安全な居場所づくりとしてふれあいルームや学習支援など、いろいろ行っていただいております。

イベントなんかもそれぞれの地域に沿った形でさせていただいておりますけれども、ここで一つひとつをお聞かせいただきたいところなんですけれども、この共育コミュニティ活動における成果と今後期待される効果について、当局としてどのように考えておられますか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）まず、成果としては、まず、この共育コミュニティ活動というのが市内に定着をしてきたというふうには考えています。

その上で、成果について、子ども、家庭、学校という立場から考えてみますと、まず、子どもについては、さまざまな体験を通して成長が促される、それから、地域の人に見守られ支えられるということを実感しまして、自己有用感が増して、地域社会の一員としての自覚や郷土愛が育ちつつあるのかなというふうには考えています。

家庭にとっては、地域全体が子どもの育ちを考える機会となりますので、やはり安心した子育てにつながっているのではないかなというふうには考えています。

学校にとっては、地域の支援というものを受けることができますので、教育活動が豊かになり、幼保小中等の情報共有であったり、連携というものが緊密になってきているというふうには考えています。

そういうふうには効果と成果というものが出てきている中で、今後期待される効果ということにつきましては、これらの成果によって、子ども、家庭、それから学校というのがつながった地域にとっては、人と人とのつながりが深まり、地域社会への参加の輪が広がり、

地域住民の生きがいをづくりや地域主体のまちづくりにつながるという共育コミュニティ活動による効果が期待されているというふうに考えています。

七つの本部があるということでお答えさせていただきます。共育コミュニティ推進協議会というのをこの七つの本部のほうで開催しております。各本部からの活動等々が報告され、情報共有であったり、それから、このような成果なり効果というのが報告されておりますので、これらの情報を各本部のほうにお伝えする中で、さらに成果、効果を上げていきたいというふうには考えております。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。家庭、地域、学校について、それぞれいろんな成果というものをお聞かせいただきましたし、コーディネーター同士の横のつながりに沿って、またしっかりとやっていくというようなご答弁もありました。

今、お話しいただきましたように、教育コーディネーターというのはやっぱり学校と地域をつなぐ窓口として重要な役割を果たしておるわけですが、学校と地域との連携、連絡調整、地域での広報活動などを担っているのが共育コーディネーターでございます。

この共育コミュニティ活動を行っていく上ではなくてはならない存在であるというふうには感じるわけなんですけれども、今、ご答弁いただきましたように、七つの活動本部に、今現在12名の共育コーディネーターがおられるということでございますけれども、この共育コーディネーターをどのような方に委嘱しておられるのかということと、今後も共育コミュニティ活動を深めていく中で、大きな存在である共育コーディネーターの現状について、少しお伺いいたします。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）現在委嘱していません。コーディネーターについては、例えば、学校教員のOBであったり、PTA活動に積極的に取り組んでおられる方、また、自治会活動にも取り組まれている方、それから、民生委員・児童委員の方など、やはり地域に深くかかわり、学校や地域の現状をよく理解していただいている方々がなられておられます。

また、学校、地域、それから行政機関などと協力してこの活動を円滑に進めることも求められておりますので、やはり、コミュニケーション能力であったりファシリテーション能力というのを備えられている方々でもあられます。

このように、共育コーディネーターの方々にご活躍をいただいているわけなんですけれども、本当にこのように地域づくりに積極的にかかわっていただいている方々につきましても、共育コミュニティだけではなく、さまざまな多方面からの活動の要請というものがあるのが現状でございます。

ですので、既に何らかの役につかれています方々もたくさんおられます。また、若い世代はもちろんですけれども、既に退職された方であったとしても、またお仕事につかれています方も多くなっておりまして、共育コーディネーターに専念して、時間を割いて力を発揮していただいている状況ではありませんので、やはり、後継者の育成といいますか、そういうところが急務になっているのが現状であるかというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。

今、委嘱されている方は、やっぱり地域をしっかりと理解された方に委嘱されておると。そんな中で今、ご尽力いただいているわけなんですけれども、学校・家庭・地域をつなぐ

重要な役割を果たしておられます共育コーディネーターなんですけれども、先ほどもご答弁いただきましたように、人材の確保についてもなかなか困難な状況にあるというふうなお答えもいただきました。

しかし、この共育コーディネーターというのは共育コミュニティのキーパーソンでありますので、活動の支えとなるような学びとか横のつながりというのを、そういう機会をしっかりと行政のほうから提供していただき、ますます活躍の場を広げていただきたいというふうに思いますので、その点についてはよろしく願い申し上げます。

それでは、また再質問させていただきますけれども、橋本市の自治と協働をはぐくむ条例ということで、総合政策部長にまたお尋ねいたします。

この共育コミュニティの活動の推進については、第2次長期総合計画に目標値としてともうたわれておりますけれども、現在、設立に向けて取り組んでおられる地域運営活動の活動が、どのような形で反映されて、地域共生社会の実現に寄与していかれるのか、もう少しお話しいただけますでしょうか。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）議員おたのしみとおり、本市の第2次長期総合計画における三つの先行プロジェクトの一つに、みんなで子どもを育てるまちづくりというものを設定しております。その中で、地域の力を学校に、学校の学びを地域に広げる共育コミュニティ活動を推進するというふうにしております。

また、これを推進していくためには、学校プラットホーム化という、こういう仕組みをつくり上げていく必要性もあわせてうたわれております。この学校プラットホームを推進するにあたっては、地域・家庭・学校が一体

となり、子どもの健やかな成長を協働して育んでいく必要があるともしております。

しかし、この共育コミュニティ活動だけでその目的が達成できるものではないとも思っております。

このような中で、はぐくむ条例に基づく地域運営組織というものをこれから築いていくわけですが、この組織に参画いただく団体等につきましても、地域の区や自治会はもちろんのこと、自主防災会、それから、消防団、民生委員・児童委員、母子保健推進員、そして、第2層協議体、学運営協議会や共育コミュニティ関係者など、地域を支える多様な団体などに参画いただき、情報共有と市民参画というものを基礎として、今までのように区・自治会単位ではなく、広く地域課題を自ら解決していくための組織と考えております。

そして、このことにより地域の連携が深まって、そして、ともに支え合う社会になれば、地域共生社会の実現につながると考えております。

なお、組織の地域割りや具体的な運営方法などについては、現在、地域運営組織検討懇話会において意見をいただいているところであります。またこの議会の総務委員会において、地域運営組織の設立に向けた取り組みについて経過報告をさせていただきますので、議員のご協力をあわせてお願いしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。

共育コミュニティ活動と地域運営組織というところは、しっかりとタッグを組んで密接な関係を築いていくということでございますので、この辺のほうをまた経過報告をしていただくということでございますので、その辺はあわせてお願いしておきます。

それで、ともにつながり、ともに支えながら、地域全体で安心・安全な生活を送れるま

ちと橋本市の将来像が示されておるわけでございます。この共育コミュニティ活動も協働のまちづくりに向けた取り組みの一つでありますので、地域共生社会の実現にはなくてはならないものではないのかなというふうに思います。

共育コーディネーターの育成や人材の確保というところでなかなか大変な部分もありますけれども、人々の出会いとつながりを大切

しながら、学校の活力と地域の活力をともに高めていけるように、しっかりと取り組んでいただくよう要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（土井裕美子君）1番 岡本さんの一般質問は終わりました。

この際、2時20分まで休憩いたします。

（午後2時6分 休憩）